

○中央市玉穂B&G海洋センター条例施行規則

平成18年2月20日
教育委員会規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、中央市玉穂B&G海洋センター条例(平成18年中央市条例第93号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 中央市玉穂B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)に、必要により事務職員、指導員及び監視員を置くことができる。

(利用許可)

第3条 海洋センターの利用は、利用券の交付をもって許可したものとする。

(利用者の義務)

第4条 幼児が利用する場合は、必ず保護者が付き添わなければならない。

2 保護者の付添いのないときは、施設の利用をさせないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、利用者は、中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の指示に従わなければならない。

(利用上の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。

(2) 施設及び設備を毀損しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、所長の指示に従うこと。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、利用許可の申請のとき、玉穂B&G海洋センター使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出し、玉穂B&G海洋センター使用料減免許可書(様式第2号)を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市、教育委員会又は海洋センターが主催して行事を行うとき。

(2) 市内の小中学校が児童、生徒の教育目的で利用するとき。

(3) 市内の幼稚園、保育園が保育目的で利用するとき。

(4) その他市長が適当と認めたとき。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用を停止されたときは、速やかにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 条例第11条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に海洋センターの管理を行わせる場合における第4条及び第6条第2項第4号の適用については、これらの規定中「市長」及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第1項中「使用料」とあるの

は「利用料金」とする。

- 2 前項に規定する場合における関係様式の読替えについては、同項の例による。
- 3 指定管理者が海洋センターの管理を行う場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て条例第4条第1項及び第2項各号に規定する開館時間及び休館日を変更することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 条例第12条第1項の規定による指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行われなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支計画書
 - (3) 実施体制を記載した書類
 - (4) 団体の概要を記載した書類
 - (5) 定款、寄附行為又はこれに準ずるもの
 - (6) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - (7) 市長が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の選定のために市長が必要と認める書類
- (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の玉穂町B&G海洋センターの設置及び管理に関する規則(昭和62年玉穂町規則第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成25年教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年教委規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

中央市長 様

教育長	課長	担当

玉穂B&G海洋センター使用料減免申請書

中央市玉穂B&G海洋センター使用料の減免を受けたいので、中央市玉穂B&G海洋センター条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

申請者名			申請日	年	月	日
申請者住所			緊急連絡先 (携帯可)			
利用団体名			代表者名			
代表者住所	中央市	緊急連絡先 (携帯可)				
利用目的			登録番号			
利用人数	男	人 + 女	人 = 合計	人		
利用日時	月 日 ()		時 分 ~	時 分		
	月 日 ()		時 分 ~	時 分		
	月 日 ()		時 分 ~	時 分		
	月 日 ()		時 分 ~	時 分		
	月 日 ()		時 分 ~	時 分		
定期利用日	毎週	()曜日	時 分 ~	時 分		
		()曜日	時 分 ~	時 分		
	第 週	()曜日	時 分 ~	時 分		
		()曜日	時 分 ~	時 分		
減免理由						

様式第2号(第6条関係)

中央市長

玉穂B&G海洋センター使用料減免許可書

中央市玉穂B&G海洋センター使用料の減免について、次のとおり許可します。

申請者名		申請日	年 月 日
申請者住所		緊急連絡先 (携帯可)	
利用団体名		代表者名	
代表者住所	中央市	緊急連絡先 (携帯可)	
利用目的		登録番号	
利用人数	男 人 + 女 人 = 合計 人		
利用日時	月 日() 時 分～ 時 分		
	月 日() 時 分～ 時 分		
	月 日() 時 分～ 時 分		
	月 日() 時 分～ 時 分		
	月 日() 時 分～ 時 分		
定期利用日	毎 週	()曜日 時 分～ 時 分	
		()曜日 時 分～ 時 分	
	第 週	()曜日 時 分～ 時 分	
		()曜日 時 分～ 時 分	
		()曜日 時 分～ 時 分	
使用料	免 除	減 額 _____円	

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

中央市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので条例の規定により申請します。

施設名称等

施設の名称	所在地